

(3)意匠制度

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー ゲ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 必 要 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 一 年 間
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知	出願	5延5ずつ2回
	BH	バーレーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BT	ブータン	○	×	×	×	○(備)	◎	要	×	国内公知・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CN	中国	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内公知・内外国刊行物	出願	10
	HK	香港	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	ID	インドネシア	○	○	L	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	IL	イスラエル	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知	出願	5延5ずつ2回
	IN	インド	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	登録	10延5
	IQ	イラク	○	×	×	×	○(備1)	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	登録	10
	IR	イラン	○	×	×	×	×	調査時点において、意匠法は未制定					
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	15
	KH	カンボジア	○	○	×	×	○(備)	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	KR	韓国 (実体審査有/無制度併存)	○	○	×	×	○	◎	要	○ ×	内外国公知・内外国刊行物	登録	15
	KW	クウェート	×	○	×	×	○	◎	-	×	国内公知(出願前20年間)	出願	10延5
	LA	ラオス	○	×	×	×	○	◎	-	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LB	レバノン	○	×	×	×	○	○	要(備)	×	国内公知	出願	5-25(最長25年)
	LK	スリランカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					
	MN	モンゴル	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	登録	10
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知	出願	5延5ずつ2回
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回
	OM	オマーン	○	○	G	×	○	◎	-	-	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	PH	フィリピン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延10ずつ2回
	QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	-	-	-	5延5ずつ2回
	SA	サウジアラビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
SG	シンガポール	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	
SY	シリア	○	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
TH	タイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10	
TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	12	
VN	ベトナム	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
YE	イエメン	○	×	×	×	○	◎	-	○	内外国公知・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	

11		12		13	14	15	16	17	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
公開	60日	○		×	×	×	×	×	
×		○(備)		-	-	×	×	×	(備)高等裁判所に提訴する。
(備1)		○(備2)		-	○	×	×	×	(備1)情報提供が行なえる。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。
×		○(備)		○	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		○		○	-	×	×	×	(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。
×		○		○	×	×	×	×	
×		○		○	×	×	×	×	
公開	3月	○		-	×	×	×	×	
公開	3月	○		○	×	×	×	×	
公開	3月	○		○	○	×	×	×	
×		○		×	(備2)	×	×	×	(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号 (備2)イラク独自の意匠分類(20類)
左記参照						×	×	×	
公開	90日	○		○	○	×	×	×	
-		○		○	-	×	×	×	(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。
×		○(備)		○	×	×	×	×	(備)利害関係人又は審査官のみが請求できる
登録	3月	○		-	×	×	×	×	
×		○		-	×	×	×	×	
-		-		○	×	×	×	×	
×		-		-	×	×	×	×	(備)レバノン又はシリアの代理人を選定できる。
公開	2月	○		-	-	×	×	×	
左記参照						×	×	×	
公開	3月	○		○	-	×	×	×	
×		○(備)		-	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する
左記参照						×	×	×	
-		○		○	×	×	×	×	
登録	35日	-		-	-	×	×	×	
-		○(備)		-	-	×	×	×	(備)裁判所に提訴する。
×		○		○	○	×	×	×	
×		×		(備)	-	-	×	×	(備)裁判所に提訴する。
-		-		-	-	×	×	×	
×		○		○	×	×	×	×	
-		○		○	×	×	×	×	
×		○(備)		-	×	×	×	×	(備)裁判所に提訴する。
公開	90日	○		-	×	×	×	×	
-		○		○	○	×	×	×	
×	(備1)	○(備2)		○	×	×	×	×	(備1)公告の日から登録までの間、意見書を提出できる。 (備2)権利有効期間中
×		○(備)		○	×	×	×	×	(備)裁判所に提訴する。

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 必 要 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	存続期間	
												起 算 日	期 一 年 間
ア メ リ カ	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	AR	アルゼンチン	○	○	×	○(備)	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BB	バルバドス	○	○	-	-	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	BR	ブラジル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回
	BS	バハマ	○	×	×	×	○	◎	-	-	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BZ	ベリーズ	○	○	H	×	○	◎	要	×(備1)	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CA	カナダ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	登録	10
	CL	チリ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	CO	コロンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	CR	コスタリカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	登録	10
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	○(備)	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	EC	エクアドル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	GD	グレナダ	○	○	×	×	○	-					
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回
	HN	ホンジュラス	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知	出願	5延5ずつ2回
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出願	5延5ずつ2回
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	◎	-	○	国内公知	登録	15
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	×	×	○	-					
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	◎	要	×(備1)	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MX	メキシコ	○	○	×	○	○	◎	-	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	15
	NI	ニカラグア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	PA	パナマ	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	PE	ペルー	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
SR	スリナム	○	○	L、H	×	×	調査時点においては意匠法は未制定						
SV	エルサルバドル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5	
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
US	米国	○	○	×	×	○	○	-	○	国内公知・内外国刊行物	登録	14	
UY	ウルグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5	
VC	セントビンセント	○	○	×	×	×(備)	調査時点においては意匠法は未制定						
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10	

11		12		13	14	15	16	17	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
-		○(備)		○	-	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
×		登録	5年	○	×	×	×	×	(備)2009.5.9に効力発生。
×		○(備)		-	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	30日	登録	5年	○	×	×	×	×	
×		登録	5年	○	×	×	×	×	
×		○(備)		-	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		○(備2)		○	-	×	×	×	(備1)方式、意匠性を審査する。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
-		○		×	×	×	×	×	(備)50区分の独自の分類を使用している。
公開	45日	○		○	○	×	×	×	
公開	30日	○		○	×	×	×	×	
公開(備)	1月	○		-	×	×	×	×	(備)最初の公開(公告)
-		○		○	○	×	×	×	
-		○		○	×	×	×	×	(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。
-		○(備)		○	-	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	30日	○		○	×	×	×	×	
-		-				×	×	×	
×	(備)	○	○	○	×	×	×	×	(備)情報提供制度(公告から3月間)あり。
×		○		○	○	×	×	×	
公開	90日	○		○	×	×	×	×	
×		○		-	×	×	×	×	
×		○		×	○	×	×	×	(備)16区分の独自の分類を使用している。
-		-				×	×	×	
×		○(備2)		○	-	×	×	×	(備1)意匠成立性、不登録事由は審査される。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
×		○		-	○	×	×	×	
×	(備1)	○(備2)		○	×	×	×	×	(備1)情報提供制度あり。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
公開	2月(備1)	○(備2)		○	×	×	×	×	(備1)異議申立は裁判所に提訴する。 (備2)無効審判は裁判所に提訴する。
公開	30日	○		○	×	×	×	×	
公開	60日	登録(備)	2年	○	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
左記参照						×	×	×	
-		○		-	×	×	×	×	
×		○		○	×	×	×	×	
×		×		○	○	×	×	×	
公開(備)	20日	○		○	×	×	×	×	(備)3回目の公開から20日以内
左記参照						×	×	×	(備)意匠法は制定作業中。英国登録意匠の効力が自動的に及ぶ。
公開	30日	○		○	×	×	×	×	

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 必 要 理 人 性	審 査 制 度	新の 規 性 基 判 断 準	存続期間	
												起 算 日	期 一 年 間
	AD	ア ン ド ラ	○	×	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					
	AL	ア ル バ ニ ア	○	○	H、G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	AM	ア ル メ ニ ア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	15
	AT	オ ー ス ト リ ア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	AZ	ア ゼ ル バ イ ジ ヤ ン	○	×	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	BA	ボ ス ニ ア ・ ヘルツェゴビナ	○	×	G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	BE	ベ ル ギ ー	○	○	H	○	○(備1)	◎	-	×	欧州域内公知・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回
	BG	ブ ル ガ リ ア	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	国内公知	出願	10延5ずつ3回
	BY	ベ ラ ル ー シ	○	×	×	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	CH	ス イ ス	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	CY	キ プ ロ ス	○	○	×	×	○	◎ (備)	要	×	共同体内公知・共同体内刊行物	出願	5延5ずつ4回
	CZ	チ ェ コ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	DE	ド イ ツ	○	○	L、H	○	○	◎	要	×	欧州域内公知・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回
	DK	デ ン マ ー ク	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	EE	エ ス ト ニ ア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	ES	ス ペ イ ン	○	○	L、G	○	○	◎	-	×	内外国公知・内外国刊行物	登録	5延5ずつ4回
	FI	フ イ ン ラ ン ド	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	FR	フ ラ ン ス	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	GB	英 国	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	GE	グ ル ジ ア	○	○	H、G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	15
	GR	グ リ シ ヤ	○	○	H	○	○	◎	要	×	欧州域内公知・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回
	HR	ク ロ ア チ ア	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	HU	ハ ン ガ リ ー	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	IE	ア イ ル ラ ン ド	○	○	×	○	○	◎	-	○	欧州域内公知・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回
	IS	ア イ ス ラ ン ド	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	IT	イ タ リ ア	○	○	H	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	KG	キ ル ギ ス	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	KZ	カ ザ フ ス タ ン	○	×	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	LI	リ ヒ テ ン シュ タ イン	○	○	ALL	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	LT	リ ト ア ニ ア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	LU	ル ク セ ン ブル グ	○	○	H	×	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知	出願	5延5ずつ4回
	LV	ラ ト ビ ア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	登録	5延5ずつ4回
	MC	モ ナ コ	○	×	L、H	×	○	◎	要	×	-	出願	10延10ずつ4回
	MD	モ ル ド バ	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	ME	モ ン テ ネ グ ロ	○	×	H	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	25
	MK	マ ケ ド ニ ア 旧 ユー ゴ ス ラ ビ ア 共 和 国	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	MT	マ ル タ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	NL	オ ラ ン ダ	○	○	H	○	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知	出願	5延5ずつ4回
	NO	ノ ル ウ ェ ー	○	○	×	○	○	◎	要	○	欧州域内公知・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回

11		12		13	14	15	16	17	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
左記参照						x	x	x	
x		O		-	-	x	x	x	
x		O		-	x	x	x	x	
-		O		O	x	O	x	x	
公開/公報	6月	O		O	x	x	x	x	
-		O		O	-	x	x	x	
x		O(備2)		O	x	O	x	x	(備1)ベネルクス統一意匠法 (備2)無効は裁判所に提訴する。
公開	2月	O		O	x	O	x	x	
登録	(備)	-		O	-	x	x	x	(備)意匠権の有効期間中
x		O		-	x	x	x	x	
x		O		O	-	O	x	x	(備)キプロス及びECメンバー国内に居住を有する自然人及びそこで活動する法人のみが対象。
x		O		O	x	O	x	x	
x		O		O	x	O	x	x	
x		O		O	x	O	x	x	
公報	2月	O		O	x	O	x	x	
公開	2月	O		-	x	O	x	x	
x		O		O	x	O	x	x	
x		O		O	O	O	x	x	
-		O		-	-	x	x	x	
-		O		O	-	O	x	x	
-		O		O	-	x	x	x	
(備)		O		O	x	O	x	x	(備)出願手続き継続中
-		O		O	O	O	x	x	
登録	9月	-		O	x	x	x	x	
-		O		O	x	O	x	x	
登録	(備)	-		O	x	x	x	x	(備)権利有効期間中
登録	(備)	O(備)		O	-	x	x	x	(備)権利有効期間中
-		O		-	x	x	x	x	
公報	3月	O		O	x	O	x	x	
-		O		-	x	O	x	x	(備)ベネルクス統一意匠法
公報	3月	O		O	x	O	x	x	
-		-		-	x	x	x	x	
公開	6月	O		O	x	x	x	x	
x		O		O	x	x	x	x	
公開	90日	O		-	-	x	x	x	
-		O		O	O	O	x	x	
-		O		O	x	O	x	x	(備)ベネルクス統一意匠法
(備)		O		O	x	x	x	x	(備)権利有効期間中

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	新の 規 性 基 判 断 準	存続期間	
												起 算 日	期 一 年 間
ヨーロッパ	PL	ポーランド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	PT	ポルトガル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知	出願	5延5ずつ4回
	RO	ルーマニア	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知	出願	10延5ずつ3回
	RS	セルビア	○	×	H	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	25
	RU	ロシア	○	×	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	15延10
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	SI	スロベニア	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	SK	スロバキア	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	SM	サンマリノ	○	×	×	×	×	サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアで取得した意匠権が効力を有する					
	TJ	タジキスタン	○	×	×	○	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	×	○	◎	-	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	TR	トルコ	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知	出願	5延5ずつ4回
	UA	ウクライナ	○	×	H、G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
	UZ	ウズベキスタン	○	×	×	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10延5
VA	バチカン	○	×	×	×	×	イタリア意匠法を適用・イタリアで取得した意匠権が効力を有する						
アフリカ	AO	アンゴラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)
	BJ	ベナン	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BW	ボツワナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知	出願	5延5ずつ2回
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CI	コートジボワール	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CM	カメルーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					
	DZ	アルジェリア	○	×	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	10
	EG	エジプト	○	○	L、G	×	○	◎	-	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	GA	ガボン	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	GH	ガーナ	○	○	G	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					
	GM	ガンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
GN	ギニア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
GQ	赤道ギニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
KE	ケニア	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	

11		12		13	14	15	16	17	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
公報	6月	○		○	×	○	×	×	
公開	2月	○(備)		○	×	○	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
公開	3月	○		○	×	○	×	×	
×		○		○	×	×	×	×	
-		○		○	×	×	×	×	
公報	2月	○		○	×	○	×	×	
-		○		○	×	○	×	×	
-		○		○	×	○	×	×	
左記参照						×	×	×	
-		○		○	×	×	×	×	
登録	(備)	-		○	-	×	×	×	(備)権利有効期間中
公報	6月	○(備)		○	×	×	×	×	(備)意匠登録の存続期間中及び消滅後5年以内。
-		○		○	×	×	×	×	
-		○		○	-	×	×	×	
左記参照						×	×	×	
×		○(備)		-	×	×	×	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		○		○	×	×	×	○	
-		○		-	-	×	×	×	(備)1・3・5年又は期間無制限から選択可。 1・3・5年を選択した場合は延長も可。
-		○		○	×	×	×	○	
×		○(備)		○	×	×	○	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		○		○	×	×	×	×	
-		○		○	×	×	×	○	
-		○		○	×	×	×	○	
-		○		○	×	×	×	○	
左記参照						×	×	×	
×		×		○	×	×	×	×	
公開	60日	○		○	×	×	×	×	
-		○		○	×	×	×	○	
左記参照						×	○	×	
×		○(備)		-	-	×	○	×	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		○		○	×	×	×	○	
×		○(備)		○	×	×	×	○	(備)無効は裁判所に提訴する。
×		○(備)		○	×	×	×	○	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		○		-	-	×	○	×	

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 必 要 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	存続期間	
												起 算 日	期 一 年 間
ア フ リ カ	KM	コモロ	○	×	×	×	○				-		
	LR	リベリア	○	×	×	×	×	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LS	レソト	○	○	×	×	×	◎	要	×	国内公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LY	リビア	○	×	×	×	○	◎	-	×	国内公知	出願	5延5ずつ2回
	MA	モロッコ	○	○	L, H	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MG	マダガスカル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知	出願	5延5ずつ2回
	ML	マリ	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MW	マラウイ	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内公知	出願	5延5ずつ2回
	MZ	モザンビーク	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ最大25年
	NA	ナミビア	○	○	G	×	○	◎	-	○	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	NE	ニジェール	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出願	(備)
	SC	セイシェル	○	○	×	×	×				英国で取得された意匠権が効力を有する		
	SD	スーダン	○	×	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	SL	シエラレオネ	○	○	×	×	×				英国で取得された意匠権が効力を有する		
	SN	セネガル	○	○	L, H	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	ST	サントメ・プリンシペ	○	×	G	×	×				調査時点においては意匠法は未制定		
SZ	スワジランド	○	○	×	×	○	◎	要	×(備1)	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
TD	チャド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
TG	トゴ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
TN	チュニジア	○	○	L	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)	
TZ	タンザニア (旧タンガニーカ) (旧ザンジバル)	○	○	×	×	×				英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する			
							×			英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する			
UG	ウガンダ	○	○	×	×	×				英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する			
ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	(備1)	10又は15(備2)	
ZM	ザンビア	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知	登録	5延5ずつ2回	
ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知・内外国刊行物	出願	15	
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知・内外国刊行物	登録	5延5
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×				英国で取得された意匠権が効力を有する		
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	PG	バブアニューギニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○				-		
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回

11		12		13	14	15	16	17	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
-		-				x	x	x	
x		x(備)		O	x	x	x	x	(備)無効は裁判所に提訴する。
x		O(備)		-	-	x	O	x	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		O		-	x	x	x	x	
-		O		-	x	x	x	x	
-		O		-	-	x	x	x	
-		O		O	x	x	x	O	
-		O		O	x	x	x	O	
-		O(備)		-	x	x	x	x	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		O		O	x	x	O	x	
公開	60日	O(備)		-	-	x	O	x	(備)無効は裁判所に提訴する。
x		O(備)		O	O	x	O	x	(備)無効は裁判所に提訴する。
-		O		O	x	x	x	O	
-		O		-	x	x	x	x	
-		O		-	x	x	x	x	(備)1・3・5年より選択。1年又は3年を選択した場合、3年又は5年の延長可。
左記参照						x	x	x	
-		O		-	x	x	O	x	
左記参照						x	O	x	
-		O		O	x	x	x	O	
左記参照						x	x	x	
x		O(備2)		-	x	x	O	x	(備1)新規性は審査しない。 (備2)無効は裁判所に提訴する。
-		O		O	x	x	x	O	
-		O		O	x	x	x	O	
-		O		-	x	x	x	x	(備)5・10・15年より選択。5・10年を選択した場合は、最長15年まで更新可。
左記参照						x	O	x	
左記参照						x	O	x	
左記参照						x	O	x	
-		O		O	x	x	x	x	(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。 (備2)美的意匠は15年、機能的意匠は10年。
x		O		-	x	x	O	x	
x		O		x(備)	x	x	O	x	(備)意匠分類はない。
-		O		O	O	x	x	x	
左記参照						x	x	x	
x		O		O	x	x	x	x	
-		(備)		O	x	x	x	x	(備)無効は裁判所に提訴する。
-						x	x	x	
x		O(備)		-	x	x	x	x	(備)無効は裁判所に提訴する。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 （ 年 間）
国際 機関	AP	アフリカ地域工業所有権機関 (ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	×	(備1)	出願	10
	EM	欧州共同体商標意匠庁(OHIM)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	OA	アフリカ知的財産権機関(OAPI)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回

(資料)特許庁「平成20年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

(備考)

1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。

2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。

3 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定の項中、「L」は“London Act”、「H」は“Hague Act”、「G」は“Geneva Act”及び「ALL」はこれらの3つのアクトに加入していることを示す。

4 意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。

5 意匠法の項中、「○」は意匠法を有することを、「×」は意匠法を有していないことを示す。

6 出願人の資格の項中、「◎」は創作者又は承継人が出願できることを、「○」は創作者又はその相続人のみが出願できることを示す。

7 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行なう際に現地代理人を必要とすることを示す。

8 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。

9 新規性判断の基準の項は、当該国における判断の基準が「内外国公知・内外国刊行物」、「国内公知・内外国刊行物」、「国内公知・国内刊行物」の何れであることを示す。

10 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は登録日を、公報は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また期間の項は権利の存続期間(年単位)を示し、「延」は「延長制度を有する場合」を示す。

11 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。

12 無効審判の項中、「○」は無効審判及びこれに類する制度があることを、「×」は無効審判制度がないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判を請求できる期間の起算日を示し、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。

13 国際分類の項中、「○」はロカルノ協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は国際分類を採用していない場合を示す。

14 登録表示の項中、「○」は登録表示が義務とされていることを、「×」は登録表示が義務でないことを示す。

15 OHIMの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。

16 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。

17 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。

上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧サンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においては、夫々独立前の法律により行なわれている。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係(メール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課

11		12		13	14	15	16	17	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	O H I M	A R I P O	O A P I	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
(備1)		○(備2)							○
×		○(備)		○	×				(備)無効は共同体意匠裁判所に提訴することもできる。
×		○		○	×				